

## 3R推進に向けた取組

名称	「分別あらため隊」による搬入検査の実施																					
市町村	千葉県野田市																					
内容	<p>千葉県野田市では、市内の約3分の2の事業者分別されるべき産業廃棄物や資源ごみの混入がみられたことから、事業系ごみの減量化を図るため、平成27年に「野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に展開検査の実施や指導について規定し、「分別あらため隊」によるごみ焼却施設における搬入検査を行っている。</p> <p>市職員3名と臨時職員3名の計6名で週3回程度、一台につき約100袋のごみ袋をごみ焼却施設内のプラットホームに展開し、検査を行っている。</p> <p>検査においては、分別（資源ごみや産業廃棄物の混入していないか）が適切に行われているか、青色など不透明なごみ袋を使用していないかなどの指導基準により、違反ごみを判別し、検査の結果によっては、受入拒否といった措置をとっている。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類</th> <th style="width: 55%;">違反ごみの個数</th> <th style="width: 30%;">指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A分類</td> <td>違反ごみがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>B分類</td> <td>違反ごみが3袋以下</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>C分類</td> <td>違反ごみが3袋超から7袋以下</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>D分類</td> <td>違反ごみが7袋超から10袋以下</td> <td>文書指導</td> </tr> <tr> <td>E分類</td> <td>違反ごみが10袋超から15袋以下</td> <td>文書指導</td> </tr> <tr> <td>F分類</td> <td>違反ごみが15袋超</td> <td>文書指導</td> </tr> </tbody> </table> <p>展開検査の結果がD～Fの場合は、違反2回目「勧告」、違反3回目「命令」、違反4回目「公表」、違反5回目「受入拒否」としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※参考 「野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」 第18条 3 事業者及び委託事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合には、規定で定める受入基準に従うとともに、市長が随時行う搬入物検査等に協力しなければならない。</p> <p>第18条の2 市長は、事業者又は委託事業者が前条第3項の受入基準を満たしていないと認めるときは、当該事業者又は委託事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p> </div>	分類	違反ごみの個数	指導	A分類	違反ごみがない	—	B分類	違反ごみが3袋以下	口頭指導	C分類	違反ごみが3袋超から7袋以下	口頭指導	D分類	違反ごみが7袋超から10袋以下	文書指導	E分類	違反ごみが10袋超から15袋以下	文書指導	F分類	違反ごみが15袋超	文書指導
分類	違反ごみの個数	指導																				
A分類	違反ごみがない	—																				
B分類	違反ごみが3袋以下	口頭指導																				
C分類	違反ごみが3袋超から7袋以下	口頭指導																				
D分類	違反ごみが7袋超から10袋以下	文書指導																				
E分類	違反ごみが10袋超から15袋以下	文書指導																				
F分類	違反ごみが15袋超	文書指導																				

#### 第18条の3

市長は、前条の規定による指導を受けた事業者又は委託事業者が正当な理由なくその指導に係る措置を講じなかったときは、当該事業者又は委託事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 第18条の4

市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は委託事業者がその勧告に従わないときは、当該事業者又は委託事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

#### 第18条の5

市長は、前条の規定による命令を受けた事業者又は委託事業者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。